

（火薬類を運送する自動車）

第51条 火薬類を運送する自動車は、第2条から第48条の3までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。ただし、次に掲げる数量以下の火薬類を運送する自動車にあつては、この限りでない。

- 一 火薬にあつては、5キログラム
- 二 猟銃雷管にあつては、2,000個
- 三 実包、空包、信管又は火管にあつては、200個